

※史料の傍線は全て引用者が付したものである

【史料1】

就雲・芸間之儀、言上之趣委曲被聞食訖、過來儀互止宿意、以
聖護院門跡申之通、同心可為肝要候、猶晴忠・晴舍可申候
也

十一月二日

(足利義輝)
(花押)

尼子修理大夫とのへ

『出雲尼子史料集』九八七号「佐々木文書」

【史料2】

芸州・雲州和談之事、堅申候上者、石州表之儀、互止意趣、幾
重茂無事之段、尤可然候、但達而存分之儀候者、幸聖護院門跡御
逗留候条、具可相談候、更以失面目候事不可在之候、無別儀於相
調者、天下静謐之基候也

四月四日

(足利義輝)
(花押)

毛利陸奥守とのへ

『出雲尼子史料集』一〇一六号「毛利家文書」

【史料3】

然者雲州遣置候人質、去二日引手候而同二日現形仕、因茲赤穴
右京亮同意仕、泉山去渡候、波根山城守・池田藤兵衛尉以下懇望
候、鰐走城牛尾太郎左衛門尉明退候、温泉要害同然候、其外或明
退、或降参仕候条、石州之事無残所任倅存分候、雲・伯之内茂敵
城所々一味中仕取候、尼子方・我等和平之事、連年被成御下知候
条、万端致堪忍、奉応上意候之処、豊州衆於豊前門司及鉾楯候
刻、福屋荷推候而再乱ニ企歷然候、聖門様御在国候て被成御証
明候時如此候上者、向後不可相屈之段覺悟之前候、於愚意者既捧
一通啓上候つ、聖門様淵底被知召候事、非我等聊尔緩急之段、弥
御披露所仰候、於様体者追々可令啓達候間、先以不能詳候、恐惶
謹言

(永祿五年)

六月廿三日

隆元 御判
元就 御判

『出雲尼子史料集』一一五七号「関関録遺漏」

【史料4】

(包紙ウハ書)

備中守

棚守左近衛將監殿 御報

隆元

尚々彼是委細之趣者、自惠聞所可申候く、

出張之儀付而御祈念之卷数送給候、謹而令頂戴候、弥御懇祈憑存

候、随而雲州表之儀、三沢・三刀屋・桜井現形候て、中郡

至原手境、完戸・山内・多賀山打入候、此口之儀、至塩治・

島根境、来廿八日可相動覺悟候、吉左右重疊可申述候、猶必從是
可令申候、恐々謹言

(永祿五年)

七月廿三日

隆元 (花押)

(礼紙切封ウハ書)

備中守

棚守左近衛將監殿 御報

『松江市史』史料編4中世II一〇九八号「厳島野坂文書」

【史料5】

(前欠)

因州武田・備中三村・備後衆、至富田境差寄候、当国之事者、至
塩治・原手・中郡・三沢、此方一味候之条、相究富田一所候、然
間此時可仕詰覺悟候、乍恐可御心安候、此等之趣自然之時者可被
達上聞事可畏入候、此由可得御意候、恐々謹言

(永祿五年)

九月十八日

隆元 (花押)
元就 (花押)

三好筑前守殿 御宿所

『出雲尼子史料集』一一七九号「毛利博物館諸家文書」

【史料6】

就今度籠城、別而御祈念、祝着候、為新寄進、於大芹内五拾俵令
社納候、弥入魂肝心候、仍寄進状如件

永祿五年九月廿六日

義久 (花押)

御崎殿

『出雲尼子史料集』一一八〇号「日御崎神社文書」

【史料7】

其表様体銘々示給候、具令承知候、然者毛利元就一類于今令在陣、
取詰之由候条、弥無油断以調略不拔足之様、御才覺肝要候、仍豐
前目之儀、過半属案中候、此節義久於申談者、自他永々可為静
謐之条、各別而可被励忠儀事專一候、猶重々可申候、恐々謹言

(永祿五年)

十二月廿三日

宗麟 (花押)

森脇孫三郎殿

『出雲尼子史料集』一一九七号「吉川家文書」

【史料8】

(包紙ウハ書)

(網寛)

宗麟

米原平内兵衛尉殿

至防長一行之儀、預入魂候、得其意候、如承候、芸州事、此砌差
寛候者、於向後茂一雅意不可有止事候之条、自他申談、可取詰覺
悟、非油断候、然者勝久御一家再興此節候之間、各別而有馳走、
被遂本意肝要候、猶年寄共可申候、恐々謹言

(永祿十二年)

五月十七日

宗麟 (花押)

米原平内兵衛尉

『出雲尼子史料集』一四四六号「松原家文書」

【史料9-1】

態以使者申候、尼子牢人共、以但州催差集、致一揆之企由、雜說
候、依之、定而其国地下人等可相騷候間、不可有油断之由、久修
并番衆中へも申遣候、別而貴殿御馳走之儀、憑申計候、悉皆貴所
御入魂可為祝着候、委細猶此者可申候条、不能多筆候、恐々謹言

(永祿十二年)

六月十二日

元就 (花押)

原太郎左衛門尉殿 進之候

『出雲尼子史料集』一四四七号「原家文書」

【史料9-2】

急度令申候、尼子諸牢人一揆相催之口候、其表之儀、無御油断御
心遣可為本望候、猶委細此者可申候、恐々謹言

(永祿十二年)

六月十三日

輝元 (花押)

山中治部少輔殿

(就安)
三戸源十郎殿 御旅所

【史料10-1】

日御崎大明神
奉寄進

出雲国神門郡於宇龍津、北国船勘過・駄別・諸役等之事
右意趣者、今度毛利乱入国中、既当家断絶之処、從但馬国遠渡海、
至于島根忠山切渡、数烈之構勝負、亡大敵、雪会稽恥畢、然国家
鎮安泰也、願彼等冥慮、奉寄付之条、於未代、聊件役不可有相違
候、若雖為他輩企競望者、其罰争免、況於子孫有違犯族者、且失
冥顯加被、且為先蹤不孝、者、全社務、可被專祭礼修造者也、仍
寄進状如件

永祿拾二年九月拾五日 孫四良源勝久 (花押)

御崎檢校殿

『出雲尼子史料集』一四七八号「日御崎神社文書」

【史料10-2】

宇龍浦新串之内着津舟、并北国船勘過・駄別・諸役等、被寄付日
御崎仁御意趣者、毛利一族之者共、就当国乱入、当家断絶之以来
三・四ヶ年、然今度佐々木勝久、為散其鬱胸、從丹州以舟数百艘
至島称着岸之刻、防戦雖及数度、敵無得利乍敗北、国家静謐畢、

併大明神之依加彼力也、爰以至子々孫々彼役之儀、全不可有相違、若於未代違犯之輩者、立可被蒙神罰事指掌訖、仍被仰出旨如件

永祿十二九月十五日

幸盛 (花押)
山中鹿介
立原源太兵衛尉
久綱 (花押)
目賀田新兵衛尉
幸宣 (花押)
松田兵部丞
誠保 (花押)

日御崎檢校殿

『出雲尼子史料集』一四七九号「日御崎神社文書」

【史料11】

今度上口雜說候、就其富田現形衆之内、表裏之者共候ハ、為彼衆中之内涯分聞立、抽忠儀者別而可成褒美候、得其心其方短息肝要候、謹言

(永祿十二年) 七月三日

元就 (花押)

野村信濃入道殿

『出雲尼子史料集』一四四九号「野村家文書」

【史料12】

御上以後、某許之趣不被申越候、定而不可有珍儀候歟、弥無心元之条、

(米原綱寛) (坂元貞)

米平并坂少六頼被差上候、此衆中勿論隆重有相談之、早速静謐之才覺干要候、富田城無人之由候、咲止此時候、至隆重天野木工助事差上候、此表之儀、彼是相合候、聊無其油断短息此時候、重々可申候、恐々謹言

小早川

(永祿十二年) 七月十三日

隆景 (花押)

野村信濃入道殿 進之候

『出雲尼子史料集』一四五〇号「野村家文書」

【史料13】

態申候、某元事、各堅固之覺悟誠大慶之至候、粉骨之段無申計候、仍雲伯愈劇付而在所近辺相破之由、膝氣口惜候、此節其表之儀、以馳走相拘候者、静謐之上二一可所進之候、弥忠儀肝要候、尚香川美作守可申候、恐々謹言

(永祿十二年) 七月廿一日

輝元 (花押影)

元就 (花押影)

安達十兵衛尉殿 進之候

『出雲尼子史料集』一四五三号「香川家文書」

【史料14】

夜前、馬木・河本・湯原以下手返付而、旁我等雖令動遣候、各御堅固之覺悟無異儀候、向後弥元就・輝元様江可忠儀候事可為御同前候、然者大小共二無二申談可遂馳走候、如此申定候上者、一切不可存別儀候、若於偽存者、起請文略

九月廿四日

天野紀伊守隆重
同 雅樂允元友
同 木工助元成

野村信濃入道殿

『松江市史』史料編4中世II二二三号「毛利氏四代実録考証 論断・諸家証文写」

【史料15-1】

大社御領之内、富方当知行并定連歌免林木之内橋爪名一名之事、被任晴久御判形之旨、被成御判形、勝久被成〇御判形候、此旨不可有相違之由、被仰出候、仍状如件

(永祿十二年) 十月一日

目賀田新兵衛尉
幸宣
立原源太兵衛尉
久綱

富兵部大夫殿

『出雲尼子史料集』一四九七号「富家文書」

【史料15-2】

大社御領之内、富方当知行并定連歌免林木之内橋爪名一名事、被任晴久御判形之旨、勝久被成御一通候、此旨不可有相違之旨被仰出候、仍状如件

(永祿十二年) 拾月一日

目賀田新兵衛尉
幸宣 (花押)
立原源太兵衛尉
久綱
山中鹿介
幸盛 (花押)
横道兵庫助
秀綱 (花押)
松田兵部丞
誠保 (花押)

富兵部大夫殿

『出雲尼子史料集』一四九六号「富家文書」

【史料16-1】

大社為定連歌免林木橋爪名一名寄進之所、如前々不可有相違候、無懈怠可被相勤事可為肝要之状、如件

(永祿十二年) 十月朔日

勝久 (花押)

富兵部大輔殿

『出雲尼子史料集』一四九四号「富家文書」

【史料16-2】

大社御領之内当知行之事、晴久一行之旨、不可有相違之者也、仍状如件

(永祿十二年) 十月朔日

勝久 (花押)

富兵部大輔殿

『出雲尼子史料集』一四九五号「富家文書」

【史料17-1】

其方当知行、晴久任判形之旨不可有相違候、并百姓等抱分地頭へ不能案内沽却候者、売手・買手共二不可相立候也、如件

(永祿五年) 二月十日

義久 (花押)

富兵部大夫殿

『出雲尼子史料集』一一二七号「富家文書」

【史料17-2】

為杵築定連歌免、林木之内橋爪名之公用米參拾壹俵寄進候、未代不可有懈怠事肝要候、仍状如件

(永祿五年) 五月廿七日

義久 (花押)

富兵部大夫殿

『出雲尼子史料集』一一四七号「富家文書」

【史料18】

吳々御親父右京進殿御取退候、寔太慶候、御入魂之儀と存計候御状到來祝着候、当城無緩被遂御在番之由、今度無二之御覺悟更以難申尽候、雲州衆高下共無正儀体候处、一篇之御届無比類存計候、弥可被抽御馳走候、仍去月廿八日中郡取出之、多久和兩城即時切崩之、為初多久和大和守数百人被討果候、依之懸合之内水之上・禪定寺河副相抱候城兩所、并阿用・福富之要害落去候、即至三沢・横田打越、既明日市部・山佐取出、富田城内衆令参会、雲伯可廻行覺悟候、此時至伯州之境、高信御行肝要候、吉事追々可申述候、恐々謹言

(永祿十三年)

二月七日

隆景 御判

(元綱)
湯原平次殿 御報

『松江市史』史料編4中世II一三〇七号「閔閔録115湯原文左衛門18」

【史料19】

(能義郡)

就十 神 不慮之儀、某許氣遣推量候、此方各出張之儀候間、即時可任存分候、当城之儀弥堅固可相抱事肝要候、恐々謹言

(元龜元年)

九月廿五日

輝元 御判

元就 御判

隆景 御判

(春綱)

湯原右京進殿 進之候

『松江市史』史料編4中世II一三九五号「閔閔録115湯原文左衛門105」

【史料20】

尚く、武安油断候ハ、為其方堅可申付候、おそく候ハ不入事候間、武安二此由可申聞候、某元舟之仕くミ相澄候ハ、其方神西江可罷越候、かしく

其方事頓罷出通、祝着之至候、辛勞不及申候、然者警固之事、一日半日茂差急候ハねハ無其由之由、神西よりも從富田も申越候之間、早々可乘出事肝要候、就其武安所江重而申遣候、猶此者可申候、謹言

(元龜元年)

十月六日

元就 御判

兒玉与八殿

『出雲尼子史料集』一六六二号、「閔閔録100兒玉惣兵衛」

【史料21】

(押紙)

二元就公・輝元公与当家之老臣書写来、芸州本書在於住広島名井豊前守子孫之家

(傳)

態申候、雲州万願寺山之儀、敵取誘付而、神西在陳衆罷出可仕崩之覚悟候、就其人数之儀追々申越候、左候条、旁々儀近比御辛勞之至候へ共、銘々被成御出、預御馳走候者、可為本望候、此度之儀、於此方一入可為御扶助候、乍御不請此時急度御打出可目出候、為此以手次之間申候条不能詳候、恐々謹言

(元龜元年)

十月十五日

輝元 判

元就 判

名井豊前守殿

木原刑部左衛門殿

坂井三郎殿

檜山丹後守殿

兒玉越後守殿

財満兵衛尉殿

『松江市史』史料編4中世II一四〇〇号「平賀家文書」

【史料22】

御折紙拝見候、仍去比新山之者共從本庄船引越、新山々々下二置候由其開候、然処去十六日夜忍寄、右舟二艘者至当城引取之、壹艘者於新山麓被切破之由候、殊敵聞付雖付送候、仕退からく橋迄引付御勝利由候、誠御馳走無比類候、剩大船候条、一段各辛勞察存候、雖不及申候、可被成御褒美候、至吉田則可遂注進候、猶吉事重疊可申入候、恐々謹言

駿河守

(元龜二年)

正月十九日

元春 (花押)

(元封ウハ書) (元龜)

「多賀左京亮殿

(元定)

長屋左近大夫殿 御返報」

『松江市史』史料編4中世II一四四〇号「多賀文書」

【史料23】

其表方々江落人数多有之由候、余無正儀候、可被相留候、其子細者新山・高瀬依無通路、号退衆通路させ候之由其沙汰候、然上者、此以後之事ハ、諸口への退衆、可有誅伐之由申遣候、此以前退候者共之儀茂、自然武略状持候而ハにて候間、能々可被相究事肝要候、為其申候、恐々謹言

駿河守

(元龜二年)

正月廿三日

元春 (花押)

(春綱)

湯原右京進殿

〇〇〇〇〇〇〇〇

(秀康)

大垣八郎左衛門殿

(高直)

大野次郎左衛門殿

『松江市史』史料編4中世II一四四一号「閔閔録115湯原文左衛門108」

【史料24】

(前略)

一、從勝久、備前へ被差上候、三輪入道事マッ以御調略被呼拔之由候、さ候て新山・八橋・備前之内証、具被聞召之由候、肝要候、弥御尋候て、此方にも承、可成心得儀者可被仰越候 (後略)

『松江市史』史料編4中世II一四七〇号「山田家古文書」

【史料25】

雲伯立柄無是非候、雖御城彼境目候、御賢慮之故、無異儀之由、其開候、千秋万歳候、仍勝久・同諸勢、隠州江無恙之由候、龜鹿、但州江居住通候之条、添〇〇被仰合、早速可被遂御本意事、可目出候、然者尚春御入魂之趣、内々令披露候、丁寧之儀、御祝着之由、至各も其取合無疎〇候、殊与州表二兵船数百〇被差渡候、為防長御行、如門司・赤間関口、諸軍勢被差立候、淵底湯七・御使僧存知之前候、其表之儀、弥堅固之才覺尤肝要存候、於旨趣者、從老中被申之段、直家可有伝達之条、令省略候、恐々謹言

(元龜三年)

六月廿日

鑑信 (花押)

牧兵庫助殿 御報

『出雲尼子史料集』一七五二号、「石見牧家文書」

【史料26】

長々被届、牢々粉骨不淺候、然間〇〇〇諸〇領・諸名職・諸買地并諸關所等之事、何茂違儀有間敷候、縦先〇〇之時、有主之領知成共、貴所御届之上者、少茂不可有別儀候、以此旨、于今無替御届肝要候、向後全不可有相違者也、仍如件

天正五

拾二月八日

勝久 (花押影)

「」〇下

『出雲尼子史料集』一七五二号「熊野神社文書」

